

富士北麓地域休日初期救急診療（在宅当番医制）

★富士北麓地域休日初期救急診療は、休日に皆さんが急病になったとき、医師による応急処置が受けられるよう、富士吉田医師会の医師が当番医制で診療を行っています。

★診療は救急患者の応急処置に限ります。事前に電話連絡してください。

★**救急医療とは、急病やケガなど、救急に処置または治療が必要な場合に行う医療です。「日中は 仕事や用事があって行けない」「夜間や休日でもやっているから」等の理由で安易に受診する医療ではありませんので、ご注意ください。**

診療日	日曜・祝日※年末年始（12月29日～1月3日）を含む
診療時間	午前9時～午後5時
注意点	・保険証を必ず持参してください。 ・都合により当番医が交代することがありますので、受診する前に電話でご確認ください。

《住民の皆さまへのお願い》

- ①必ず事前に当番診療所へ電話をしてから受診してください。
- ②日頃から使っている薬がわかるもの（お薬手帳など）を持って受診してください。
- ③できるだけ平日昼間の診療時間内に受診しましょう。
- ④軽傷な患者さんは当番医による初期救急の受診を心がけましょう。

問い合わせ

当日の当番診療所の確認

山梨県救急医療情報センター

毎日24時間対応

TEL：055-224-4199

富士五湖消防本部テレフォンガイド

毎日24時間対応（ガイダンステープ）

TEL：0555-23-4444

